

令和3年11月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和3年11月25日 午後1時30分	
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊗欠席 ㊟遅刻 ㊠早退)	
○ 1 番 野中 孝	○ 2 番 瀬川 靖典	○ 3 番 佐次川 茂
○ 4 番 益本 徳市	○ 5 番 松永 敬資	㊗ 6 番 松本 堅一
○ 7 番 武部 文男	○ 8 番 太田 重敏	○ 9 番 梶山 達男
○ 10番 崎村 康子	○ 11番 大石 恵子	○ 12番 久保 繁徳
○ 13番 松永 勝也	○ 14番 高田 良彦	○ 15番 田中 康
○ 16番 松本 由美子	㊟ 17番 柿山 享	○ 18番 吉原 順穂
○ 19番 伊藤 薫		
出席農業委員数 18名 在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 山下 勝美	○ 大久保 耕次	○ 濱崎 稔
○ 増山 新太郎	○ 末永 勇	
○ 鈴立 企一	○ 百枝 純治	○ 瀬川 和男
○ 坂本 康弘	○ 渡口 学	
○ 前田 清人	○ 志水 悦男	○ 紙本 政信
○ 北川 廣海	○ 瀬川 伸清	
○ 松本 覚二		
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局 長 森田 俊行	次 長 白波 美知子	係 長 田畑 徹二
主 査 桃田 忠邦	係 長 有浦 豊久	
7. 議 長	伊 藤 薫	
8. 議事録署名委員の指名		
15 番 田 中 康	18 番 吉 原 順 穂	

事務局長 皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から、11月の農業委員会総会を開会いたします。本日は、農業委員の出席は定足数に達しておりますので、本総会が成立していることを報告いたします。欠席の届出ですが、農業委員6番の松本堅一委員、推進委員3番の岩木保徳委員、同じく4番山口康明委員から欠席の届出がっております。あと農業委員17番の柿山亨委員、推進委員11番坂本康弘委員から遅刻の届出がっております。以上です。

それでは、会長の挨拶に入りまして総会に移りたいと思います。

会長 お疲れ様です。まず、11月7日に開催されました松浦市市政功労者表彰についてご報告いたします。本年度は21人と2団体の23の表彰がありましたが、その内の農業委員会関係分についてご報告いたします。御厨町の前会長の■■■■さん、農業委員として15年、内11年が会長として勤められております。続きまして、今福町から■■■■さん農業委員18年、同じく今福町から■■■■さん農業委員12年、鷹島町から3名、■■■■さん農業委員18年、■■■■さん農業委員15年、■■■■さん農業委員11年と推進委員3年の計14年、最後に福島町から■■■■さん農業委員12年、以上7名が市政功労者として表彰を受けられました。それぞれ長年に亘り農業委員会の活動にご協力いただきまして深く感謝するとともに功労者表彰に対してお慶び申し上げます。同じく功労者表彰関係でございますが、農業関係で他に2名表彰を受けられております。星鹿町の■■■■さん、地域農業の振興と生産性の向上に貢献したということで表彰を受けられております。それからもう1名、御厨町の■■■■さん、畜産振興と畜産農家の所得向上に貢献されたということで2名が表彰を受けられております。

本日、総会に出席する前に、今日の全国農業新聞の全国版に松浦市の取り組みが掲載されております。後ほど田畑係長から報告があるかと思いますが、帰宅されたら農業新聞を読んでいただけたらと思います。

それでは、挨拶はこれくらいにしまして、議事に入りたいと思います。

議長 議事録署名人の指名を行います。15番田中康委員、18番吉原順徳委員にお願いします。

続きまして、各種報告です。事務局お願いします。

事務局 各種報告です。議案は1ページをご覧ください。農地移動適正化あっせん事業報告が2件ございます。

1件目です。令和3年10月5日に御厨町横久保免■■■■に在住の■■■■氏からあっせんの申し出があった分です。種類は売買で、対象地は御厨町横久保免字横久保■■■■から■■■■までの計4筆、地目は全て田で面積は3,469㎡です。11月8日にあっせん会を開催し、同月15日に調印式を終えております。

2件目です。令和3年10月12日に今福町東免■■■■に在住の■■■■郎氏からのあっせんの申し出があった分です。種類は売買で、対象地は今福町東免字山ノ田■■■■から■■■■までの計3筆、地目は全て田で面積は

1, 897㎡です。11月2日にあっせん会を開催し、9日に調印式を終えております。以上でございます。

議 長 事務局から説明がありましたが、2件それぞれあっせん調印式が終わったということでございますけども、それぞれ2件のあっせん委員に報告をお願いしたいと思います。1件目の■■■■氏と■■■■氏の件を濱崎委員にお願いします。

推進委員 推進委員5番の濱崎です。あっせん会を11月8日に開始しまして、11月15日に調印式までスムーズに終了しましたことを報告いたします。

議 長 はい、ありがとうございました。お疲れ様でした。
続きまして、2件目について渡口学あっせん委員に報告をお願いいたします。

推進委員 推進委員12番の渡口です。11月2日に今福東部交流センターにおいて、あっせん会を開催し、11月9日に松浦市役所2階において調印式を行いました。

議 長 はい、以上2件の報告がございました。以上であっせんの報告は終わります。
では、引き続き事務局の報告をお願いします。

事務局 はい、報告を続けます。農地法第18条第6項の規定による通知、合意解約についてご説明いたします。議案は1ページから2ページにかけて10件ございます。1件目の貸人、■■■■氏、借人、■■■■氏の件は、8月の豪雨災害により畑まで車両が通行できずに耕作できなくなったことによるものです。次の2件目から4件目は9月に借人が亡くなられたことによるものです。5件目の貸人、相続人■■■■氏、借人、■■■■氏の件は、借人の都合によるものです。次の6件目から2ページ目の上から3件目までの4件は、借人、■■■■氏、■■■■氏に分でたばこの廃作によるものです。最後の貸人、■■■■氏、借人■■■■氏の件は、農地法第3条の所有権移転により解約するものです。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出、相続について2件ございます。1件目です。被相続人、■■■■氏、相続人は■■■■氏です。農地の所在は、鷹島町阿翁浦免字迎■■■■、地目は畑で、面積285㎡です。被相続人■■■■氏は、平成30年4月6日に死亡されており、令和3年4月21日に相続登記が完了したということで相続人から令和3年10月14日に届出がなされ、18日で受け付けております。

2件目です。被相続人、■■■■氏、被相続人、■■■■氏です。農地の所在は、鷹島町神崎免字古神田■■■■から字伊野利■■■■までの田6筆、畑5筆の計11筆、合計面積10,208㎡です。被相続人■■■■氏は令和3年9月3日に死亡されており、令和3年9月28日に相続登記が完了し

たということで、相続人から10月20日に届出がされ、22日で受け付けております。

事務局 次に申請事件の処理状況です。（以下、資料の読み上げ）

農地法関係
令和3年10月分

条項	申請人	転用目的	申請面積	処理状況
4	■■■■■	植林	2,564 m ²	R3.11.15 許可

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転用目的	申請面積	処理状況
5	■■■■■	■■■■■	駐車場用地	1,095 m ²	R3.11.15 許可

事務局 次に提案事件の集計表です。（以下、資料の読み上げ）

農地法関係

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
第3条	経営規模拡大	5	1,279 m ²	5,048 m ²	6,327 m ²
	親子間による生前贈与	1	6,596 m ²	883 m ²	7,479 m ²
計		6	7,875 m ²	5,931 m ²	13,806 m ²

証明関係

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
相続税の納税猶予に関する適格者証明		1	8,589 m ²		8,589 m ²

農用地利用集積計画

権利の種類		件数	面		積
			田	畑	計
所有権移転		2	5,366 m ²		5,366 m ²
利用権設定		66	94,633 m ²	74,584.78 m ²	169,217.78 m ²
	賃借権	56	76,654 m ²	66,980.78 m ²	143,634.78 m ²
	使用貸借	10	17,979 m ²	7,604 m ²	25,583 m ²
計		68	99,999 m ²	74,584.78 m ²	174,583.78 m ²

意見書関係

申請事由	件数	面積		
		田	畑	計
農用地利用配分計画(案)について	1	9,745 m ²		9,745 m ²

承認関係

内容	筆数	面積		
		田	畑	計
荒唐農地調査による農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの決定について	1	3.30 m ²		3.30 m ²

議長 以上で事務局からの報告が終わりました。合意解約が10件、相続関係が2件ございましたが、皆さんの方から何かご意見ご質問等ございませんか。

委員 (なし)

議長 はい。ないようですので、報告事項は了承したいと思います。
続きまして、議事に移ります。5ページです。議案第73号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第73号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について説明いたします。

事件番号1です。譲渡人は、御厨町里免■■■■、■■■■氏、譲受人は長崎市銭座町■■■■、■■■■氏です。申請地は、星鹿町下田免字柏木■■■■、地目は田、面積1,279m²の1筆です。申請事由は、■■■■氏は高齢で耕作できず、■■■■氏の経営規模拡大のため、双方の合意に基づき売買によって所有権の移転を行うものです。譲受人世帯の経営状況ですが、耕作面積が14,362.30m²、農業従事者は3名、農業従事日数は年間150日となっております。なお、譲受人は■■■■の方で現在は長崎市にお住まいですが、休日には実家での農作業に従事しているということです。以上によりまして、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件のすべてを満たすものと考えます。

事件番号2番について説明します。初めに議案書の訂正をお願いいたします。従事日数300日と記載しておりますが、150日の誤りでございます。正しくは150日です。訂正をお願いいたします。それでは説明に入ります。譲渡人は福島町里免■■■■、■■■■氏、譲受人はその子である■■■■氏です。申請地は福島町里免字憩場■■■■から同■■■■までの田4筆、畑2筆の合計6筆、面積は7,479m²でございます。申請事由は親から子への生前贈与で、双方が合意したことで今回申請がなされたものでございます。譲受人の世帯の農業経営面積は61,163m²、農従者は3名、農業従事日数は年間150日、主たる経営は畜産業で繁殖牛を30頭飼養されておられます。以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しな

有権移転の申請となっております。譲受人世帯の経営状況は、繁殖メス牛を170頭飼養し、水稻23a、WCS13a、牧草462a、ブロッコリー50a、スナップエンドウ8aを耕作、農業従事者4名、譲受人の農業従事日数は年間300日となっております。なお、事件番号2から事件番号4の譲受人は同じ[]氏となっておりますので、この後の譲受人世帯の経営状況の説明は割愛いたします。

次に事件番号2の譲渡人は福岡県福岡市城南区鳥飼[]、[]氏です。申請地は鷹島町原免字宇戸[]、地目は畑、面積384㎡、同所[]、地目は畑、1,279㎡、同所[]、地目は畑、226㎡の計3筆、合計面積は1,889㎡です。譲渡人は、現在福岡県福岡市に在住のため耕作できない状況で、譲受人においては、経営規模を拡大したいとの理由による双方合意による所有権移転の申請です。

次に事件番号3です。譲渡人は松浦市志佐町高野免[]、[]氏です。申請地は鷹島町原免字宇戸[]、地目は畑、面積238㎡、同所[]、地目は畑、455㎡の計2筆、合計面積は693㎡です。譲渡人は、現在志佐町に在住しておりますが既に耕作されていない状況で、また譲受人においては、経営規模を拡大したいとの理由による双方合意による所有権移転の申請です。

最後に事件番号4番です。譲渡人は松浦市鷹島町原免[]、[]氏、申請地は鷹島町原免字宇戸[]、地目は畑、面積234㎡です。譲渡人は、現在鷹島町に在住しておりますが既に耕作されていない状況で、また譲受人におきましては、経営規模を拡大したいとの理由による双方合意による所有権移転の申請です。

以上の状況により、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。以上4件につきまして、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 はい、事務局の説明が終わりました。引き続き地元委員の意見を伺いたいと思います。北川委員お願いします。

推進委員 16番推進委員の北川です。今事務局から説明がありましたように、本人は経営拡大に燃えておられて、今回も経営規模の拡大を行うため、飼料作の受給者との交渉なり、あるいは圃場が牛舎に大変近いということもありまして、許可を求めているところであります。そのことにつきましては、問題はないだろうと思います。よろしくご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員からも問題ないという意見でございましたけども皆さんの方から何かご意見ご質問等ございませんか。

農業委員 農業委員18番吉原です。参考までに伺います。この譲渡人と譲受人の関係ですね、2番、3番、4番につきまして無償贈与となっておりますが、何か親戚関係とかになられるのでしょうか。それともこのように農地がただ

(無料)の時代に入っていったのでしょうか。地元の農業委員または推進委員の方で説明をお願いします。

議 長 地元委員から関係の説明をして欲しいとのことですが、よろしいでしょうか。

推進委員 はい、私から説明します。どちらも隣の方でございまして、特に■■■■さんにつきましては親戚関係です。また他の■■■■さんについても隣ということで■■■■さんの親戚でもございまして、この2点につきましては隣同士でありまして、本人がこれでということございまして、そういうことございまして。(北川委員)

議 長 よろしいでしょうか。

農業委員 了解しました。(吉原委員)

議 長 他にございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、議案第74号については申請どおり許可することといたします。ありがとうございました。

～ 委員着席 ～

議 長 引き続き議案に入ります。議案8ページ、議案第75号相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第75号相続税の納税猶予に関する適格者証明について説明いたします。まず、相続税の納税猶予制度とは、高額な相続税が課税されてしまうと、農業を継続したくても相続税を支払うために農地を売らざるを得ないというような問題が生じることがございます。従いまして、こういったことになってしまうと、農業経営の継続とかそういったものが困難になってきますので、ある一定条件上で相続税の納税を猶予しようというような内容となっております。それからこの制度を活用する場合、3年ごとに継続の手続きを取る必要があります。申請者においては今回が3年目に当たることから、本議案は継続手続きのために相続人が納税猶予制度における適格者であるかを証明するものです。適格者の要件は、相続人が今後引き続き農業経営を行うと認められる者であることとなっております。

具体的な内容ですが、■■■■氏が平成27年3月5日に死亡されて相続が開始しました。被相続人名義の農地面積は13,319.38㎡で、その全

部を■■■■氏が相続されました。このうち、議案にある志佐町浦免字大浜■■■■、地目が田、面積1,536㎡ほか6筆、合計8,589㎡が、現在、相続税の納税猶予の適用を受けておりますので、今後も継続して納税猶予の適用を受けようとするものです。相続人である■■■■氏の農業従事日数は300日、経営面積は24,185.59㎡となっており、今後も農業を継続できる経営内容です。また、相続税の納税猶予を受けようとする農地についても、現況農地であることを確認しております。ちなみに、納税猶予を受けた相続税は、相続人が死亡した場合若しくは適用農地の全部を農業後継者に生前一括贈与した場合、こういった時に免除されるものとなっております。以上の状況を踏まえ、■■■■氏は相続税の納税猶予を受ける適格者としての要件を満たしているものと考えます。

以上、本件に関してご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局から説明がございましたけども、相続税の納税猶予に関する適格者証明について皆さんの方から質問、意見等ございませんか。

推進委員 9番の百枝です。相続をされた方の全体の経営面積は24,000㎡のうちの13,000㎡を猶予ということですが、あと残りの分はどうゆう風にされたのか、期間が別々になっているのかその辺りを教えてください。

事務局 24,185.59㎡の内、相続を受けた農地は13,319.38㎡となっております。その内の8,589㎡が相続税の納税猶予の適用対象になっているということで、相続を受けた13,319.38㎡の内、相続税の対象になっていない農地4,730㎡程が相続税の納税猶予の対象面積になっていないんですけれども、これについては恐らく相続税を払われたかどうかということではあるんですけれども、事務局ではそこまでは把握はしていないところですよ。

すみません、訂正します。24,185.59㎡と13,319.38㎡の差の農地、これは元々■■■■氏が当初から所有されている農地になりますので、これは■■■■氏が自分の農地ということで経営されているということでございます。失礼しました。

議 長 今説明があったように、残りの分については部分的に納められたか、それともその部分だけ税金がかからない部分だけ先に名義を、部分的に相続をしていたということもございますし、原因については分かりませんが部分的に相続が済んでいるか税金を納めたか、その辺ですね確認をしておりますけれども、取り敢えず一括で相続をするということですから、相続税の猶予の相当部分と考えていただければと思います。

他にございませんか。

委 員 (なし)

議 長 他にございませんか。

推進委員 推進委員13番の前田です。議案16ページ18番の■■■■さんは90歳と
いうことですが、経営状況を教えていただきたいと思います。

議 長 地元推進委員の大久保委員をお願いします。

推進委員 はい。■■■■さんはですね、今現役で毎日頑張っておられて、基盤法で
出されておりますので、大丈夫だと思います。(大久保委員)

議 長 農地法では年齢制限はございませんので、実際耕作されているかどうかで
すよね。他にございませんか。

委 員 (なし)

議 長 他にご意見等ないようですので、議案第76号農用地利用集積計画の決定
については計画どおり決定することといたします。

続きまして24ページになります。議案第77号は委員関係分になりま
す。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、関係委員は議事に参
加できないことになっておりますので、久保繁徳委員、瀬川靖徳委員はご退
席をお願いします。

～ 委員退席 ～

議 長 それでは議案第77号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたし
ます。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第77号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進
法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというも
のでございます。公告予定日を令和3年11月26日としております。25
ページに賃貸借権再設定分と使用貸借再設定分を示してございます。

ご審議よろしく申し上げます。

議 長 はい。説明が終わりました。賃貸借再設定2件、使用貸借再設定3件、以
上5件について皆さんのご意見を伺います。
ご質問等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ありがとうございます。それでは、議案第77号農用地利用集積計画の
決定については計画どおり決定するものといたします。

～ 委員着席 ～

議 長 　　　　では議案28ページ、議案第78号農用地利用配分計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 　　　　はい。議案第78号農用地利用配分計画(案)について説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求められましたので、意見書を提出するものでございます。29ページと30ページはA to Aで公社が貸付ける分の配分計画書でございます。始期は令和4年1月10日で、存続期間10年で契約されております。
ご審議よろしくお願いたします。

議 長 　　　　事務局の説明が終わりました。農業振興公社に貸している分ですが、何かご意見ご質問等ございませんか。

委 員 　　　　(なし)

議 長 　　　　ないということですので、議案第78号農用地利用配分計画(案)につきましては、問題ないということで意見書を提出することとします。
それでは、議案34ページ議案第79号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 　　　　議案第79号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを説明いたします。
番号1です。前方にスライドを用意しておりますのでそちらも併せてご覧ください。申出人は調川町白井免■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■氏です。申請のあった土地の所在地は調川町白井免字加良池■■■■■■■■■■、台帳地目は田、面積3.3㎡の1筆です。現地調査は、地元委員の益本委員と事務局とで行いました。申請者によれば、申請地は70年以上前から耕作したことがなく、どのような経緯で田として残っているのかも分からないと話されました。従いまして、申請者は子供の頃から、どういったことで残っているのかが分からないという話でした。現地は、ご覧のスライドのとおり上方に見える宅地や道路の間に存在する一角にありました。既に田としての機能を有していないということで、仮に農地として復旧したとしても、到底利用することは困難であると思われれます。従いまして、本申出の可否については現地調査を踏まえまして「可」が妥当であると考えております。
以上、ご審議をお願いいたします。

議 長 　　　　事務局の説明が終わりましたが、地元委員の益本委員のご意見を申し上げます。

農業委員 4番農業委員の益本です。11月17日に事務局の皆さんと現場立会いをしました。今事務局から説明があったとおりであります。その通りの中にも給水口もなく、ここを開墾するのはなかなか難しいのではないかと思います。ご審議よろしくお願いたします。

議長 はい、ありがとうございました。皆さんの方から何かご意見ご質問等ございませんか。確か、30か40年前に縫製工場が建った時の残地として残ってた分だと思うのですが。ご意見ございませんか。

委員 (なし)

議長 はい、ご意見等ないということで、農地に該当しないということで、非農地として通知をしたいと思っております。ありがとうございました。
以上で本日の審議につきましては終了いたしました。
続きまして、6番の協議事項に入ります。事務局お願いします。

事務局 はい。本日、協議事項はありませんが、事務連絡をさせていただきます。
【農業者年金加入推進セミナーの開催について（12月WEB開催）】
【農地貸借が更新されなかった新たな農地の掘り起こしについて】
【11月26日全国農業新聞の松浦市掲載記事について
タイトル「農地を守る」】
【1月発行「農業委員会だより」の原稿の提出について（編集委員）】
【本日総会終了後の第2回農地利用最適化推進活動の研修会について】
【10月定例総会議事「植林の違反転用について」以下】
「先月総会後にクヌギの木を植えると農地になるのかどうかということで県農業会議に問い合わせました。クヌギを植えるということは農地に当たらず転用になるだろうということでした。そこで、どういうことかなと調べてみましたが、まず農地とは何かというと、土地に労費を加えて肥培管理を行って作物を栽培する。そういった土地を農地というふうに農地法に規定があるようです。作物を栽培するということで、では作物とは、米や麦、ソルゴーやイタリアンなどの牛の飼料作物とか、すき込んで肥料にするような緑肥作物、あと野菜、果樹、花き、その花きにはつつじの苗木として植えるような苗木とかシキミとかサカキみたいに切り枝として販売をするようなもの、こういったものが園芸作物、最後に工芸作物がありまして、加工や製造の工程を経て最終的に製品になるような農作物、畳のい草とか和紙の材料になる、こうぞ、そういったものが工芸作物になります。こういった作物と呼ばれるものを栽培するものが農地、転用はその農地を農地以外のものにする行為、それが転用になるので、クヌギを植えるということは木を育成することになる。これが作物に当たらないのではないかとということで、クヌギの植林に関しては転用行為に当たるという理解ができるのではないかと考えました。
そういうことから、先月議案として上がりましたクヌギの植林に関しては転用ということで妥当ではないかと考えた次第です。作物を栽培するのかと

いうことを一つの基準として考えてみれば、それが転用に当たるのか当たらないのか、そこの判断の基準として決めてよいのではないかということです。以上で先月の総会において回答保留としておりましたこの件につきまして、お答えさせていただきました。よろしくお願いいたします。」

議 長

以上で予定をしておりました事務局からの事務連絡等について終了しましたが、何かご質問等ございませんか。

ないようですので、以上を持ちまして11月の農業委員会定例総会を終了します。次回の農業委員会総会は、12月24日金曜日といたします。

(13時30分～ 場所 市民ホール) お疲れ様でした。

～ 休憩 ～

事務局

只今から、第2回農地利用最適化推進活動会議を開催します。

【DVD放映：60分間】

(農地利用最適化推進研修会オンラインセミナー「全国農業会議所作成」)

〈 閉会の時刻 〉

16 時 15 分